

患者トラブル110

file.2



カルテ開示を求められた場合の対応は?

前章で、協会では「医事紛争」「医療事故」「医療過誤」の三つに分類をして相談に対応していくことを解説したが、今号からは具体的な相談事例をもとに紹介する。

今回もさまたまな患者トランブルの相談が寄せられる中で最も多く、前述の三つに直結する「患者からカルテ開示を求められた場合の対応」について紹介する。

し、カルテを見せながら診療経過について説明、疑問点を解消することによって、信頼関係を回復できる良い機会と捉え、

自分を守ることにもつながる。いつカルテ開示請求をされても良いように、患者に説明できるルテになつてゐるか、算

二年前に

ノルマニカ

めの受診が途絶えた患者から、突然カルテ開示を求められた。インプラント埋入時に違和感があるとして不満を訴えていたが、臨床上は、特に問題はなかった。以前から些細なことでも大きく騒ぎ立てるような方で困っている。カルテのコピーを渡さないといけないので、X線写真も渡すのが。

对
応

た場合には原則開示となるが、その場ですぐにコピーを渡す必要はなく、個人情報保護法に基づき、「個人情報開示請求書」を用いた正式な手続きで行えばよい。

開示の方法は閲覧、サマリー(要約)、コピーなど患者が納得する方法であれば可能で、カルテ以外に開示の希望がなければ、X線写真などの開示

「院内」の開示手数料とコピー代金を請求することが認められているため、個人情報保護法に基づく取り扱いを定めて院内掲示をしておく。交通事故の損害賠償請求を目的として保険会社や家族からカルテ開示を求められた場合には、代理人であることの証明書も添付してもらうことが必要になる。

入時に違和感があるるとする患者の訴えを良く聞くべき、状況や対処方法を詳しく説明してきたが、カーリテ開示に至った。その後は特に患者から連絡もないが、後年、あらためて裁判所から訴状が届くこともあるため、引き続き留意は必要である。

X線所見や患者に説明した内容、特に外科処置などは患者にどのような説明をし、きちんと同意

なお、説明したことを記載した歯管の文書などを患者に渡すことで治療内容を説明したことの証拠にもなるので、歯管の文書の活用は有効である。また、開示請求に伴う様式は協会のホームページに掲載しているので、ご活用いただきたい。

※相談事例は相談者の許可を得た上で掲載させていただいている。

なお、説明したことを記載した歯管の文書などを患者に渡すことで治療を患者に渡すことでの内容を説明したことの証拠にもなるので、歯管の文書の活用は有効である。また、開示請求に伴う様式は協会のホームページ上に掲載しているので、ご活用いただきたい。

し、カルテを見せながら診療経過について説明、疑問点を解消することによって、信頼関係を回復できる良い機会と捉え、あらためて丁寧な説明をすることは有益である。

今回、インプラント埋入手術の説明を行った。この手術は、歯根を失った歯を支えとする方法で、通常は複数回の手術が必要となる。まず、歯根を失った歯を抜いて、その位置に骨を形成するための手術を行う。その後、骨が成長した後、インプラント（人工歯根）を埋入する。最終的に、義歯（入れ歯）を装着する。

この手術には、多くのリスクがある。特に感染症による合併症や、骨吸収による失敗がある。しかし、現在では高度な技術と設備により、これらのリスクを最小限に抑えられる。また、手術後は、定期的な検査とマウスピースによる咬合調整が必要となる。

める時は、歯科医療機関側の説明不足や患者の勘違いなどが原因のケースも多いため、患者が疑問や不満に思つてることを明らかにされ、カルテには「～と患者に説明をし、同意を得る」と記載することが望ましい。カルテ記載はトラブルを防ぎ、万が一の時に